

表1 平成18年度の福生市国民健康保険税率等の改定内容(医療分)

| 区分       | 変更前          | 変更後          | 増減          |
|----------|--------------|--------------|-------------|
| 所得割額     | 100分の5.2     | 100分の5.4     | 100分の0.2    |
| 資産割額     | 100分の13      | 100分の13      | なし          |
| 被保険者均等割額 | 1人につき23,000円 | 1人につき25,000円 | 1人につき2,000円 |
| 世帯別平等割額  | 1人につき1,200円  | 1人につき1,200円  | なし          |
| 課税限度額    | 530,000円     | 530,000円     | なし          |

今回の改定内容は表1のとおり医療分のみです。

問合せ保険年金課保険年金係

平成16年度決算では、繰入金を含めても不足財源を補填しきれず、歳出合計が歳入合計を上回り赤字決算となつたことから、平成17年度分の歳入を前倒し（繰上充用）し、収支の均衡を図りました。

このような状況を解消するために、平成18年度の国民健康保険税率等の改定を行います。改定の内容と市の国

## 改定されます

福生市国民健康保険事業は、被保険者の方が納税される国民健康保険税や国、都等からの支出金並びに一般会計からの繰入金（補填分）などで運営されています。

近年、被保険者数の増加や高齢化及び医療の高度化等により、年々医療費が増え続け、保険給付費が増加しています。また、事業運営の中心となる国民健康保険税収入が低い状況もあって財源が不足し、その財源不足を一般会

表2 国民健康保険の加入世帯及び被保険者数の状況(各年3月31日現在)

| 区分<br>年度 | 全市          |           | 被保険者数       |           | 加入率<br>(%) | 26市平均人口<br>加入率<br>(%) |
|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------------------|
|          | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) |            |                       |
| 14       | 27,826      | 62,103    | 13,096      | 23,802    | 47.1       | 38.3                  |
| 15       | 28,008      | 61,771    | 13,597      | 24,360    | 48.5       | 39.4                  |
| 16       | 28,244      | 61,639    | 13,861      | 24,552    | 49.1       | 39.8                  |

率を示しています。  
り、加入世帯及び被保険者数ともに毎年増加し、加入率は26市中、常に高い加入者数とともに、加入世帯及び被保険者数を示しています。  
表2のとおり、加入世帯及び被保険者数の動向を見てみますと、表2のとおり、加入世帯及び被保険者数は年々増加していることがわかります。(平成14年度は国

表4 国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費の状況

| 区分<br>年度 | 療養給付費          | 平均被保険者数 | 平均被保険者1人あたり |
|----------|----------------|---------|-------------|
| 14       | 2,094,310,000円 | 23,471人 | 89,230円     |
| 15       | 2,543,146,000円 | 24,199人 | 105,093円    |
| 16       | 2,760,439,000円 | 24,614人 | 112,149円    |

この表から、被保険者数の増加や高齢化及び医療の高度化等により、医療給付費が増加していることがわかります。(平成14年度は国)が増加しています。年々増え続け、保険給付費が増加したことになります。(平成14年度は国)が増加したことになります。加入者の皆さんには、納期内納税にご協力ください。

未納の加入者には財産調査(給料照会・預金調査等)などにより滞納処分を行っています。保険税の納め忘れや滞納のある方は、すみやかに納税してください。

市では収納課収納係窓口(本庁舎2階)で納税に関する相談をお受けしています。

### 社会保険事務所職員を装った不審電話にご注意を

昨今、社会保険事務所の職員を装い、皆さんの個人情報を聞き出すような不審電話が増えています。社会保険事務所では、電話にて個人情報を聞き出すことはありませんが、皆さんから提出された届書等に基づくお問い合わせをする際には、具体的に理由を説明するとともに、折り返し電話をいただくななどにより必要最低限の確認をさせていただいております。

万が一、不審と思われる電話などがありましたら、その場で回答せずに、相手の氏名や連絡先などを確認して、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

問合せ立川社会保険事務所☎523-0351

表6 国民健康保険税の収納率状況

| 区分<br>年度 | 収納率状況 |       | 26市平均<br>収納率 | 26市中の<br>収納率順位 |
|----------|-------|-------|--------------|----------------|
|          | 現年分   | 滞縫分   |              |                |
| 14       | 87.3% | 22.5% | 71.1%        | 71.7% 18位      |
| 15       | 86.0% | 22.0% | 70.7%        | 71.1% 14位      |
| 16       | 85.3% | 18.6% | 68.5%        | 71.6% 23位      |

市の平成16年度国民健康保険税収納率68.5%は、26市の中で23位(最高収納率市79.9%、最低収納率市65.1%)となり、その納付状況は低い状況です。

| 届出の必要な場合   |   | 手続きに必要なもの |
|--|---|-----------|
| 他の市町村から転入してきたとき  | 印鑑・前住所地の転出証明書・身分を証明するもの                           |           |
| 職場の健康保険をやめたとき・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき                         | 印鑑・身分を証明するもの<br>退職証明書または健康保険の離脱証明書                |           |
| 子どもが生まれたとき   | 印鑑・保険証・母子健康手帳<br>・身分を証明するもの                       |           |
| 生活保護を受けなくなったとき   | 印鑑・保護廃止決定通知書<br>・身分を証明するもの                        |           |
| 他の区市町村に転出するとき  | 印鑑・保険証・納税通知書                                      |           |
| 職場の健康保険に加入了とき・職場の健康保険の被扶養者になったとき                           | 印鑑・納税通知書・国保と職場両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの) |           |
| 国保の加入者が死亡したとき  | 印鑑・保険証・死亡を証明するもの・納税通知書                            |           |
| 生活保護を受けるようになったとき   | 印鑑・保険証・保護開始決定通知書・納税通知書                            |           |
| 外国人が国保をやめると  | 印鑑・保険証・外国人登録証・納税通知書                               |           |
| 退職者医療の対象となったとき   | 印鑑・保険証・年金証書                                       |           |
| 氏名・住所が変わったとき   | 印鑑・保険証・身分を証明するもの                                  |           |
| 世帯主が変わったとき・世帯が分かれたとき・世帯が一緒になったとき                           | 印鑑・保険証・身分を証明するもの・納税通知書                            |           |
| 就学のために別に住所を定めるとき   | 印鑑・保険証・在学証明書                                      |           |
| 保険証をなくしたとき・汚れて使えなくなったとき                                    | 印鑑・身分を証明するもの(使えなくなった保険証)                          |           |
| ※退職健康保険の被扶養者になったとき及び外国人の方の必要書類については、保険年金課保険年金係へお問い合わせください。 |   |           |

表3 国民健康保険事業運営に要する財源不足を補填するための一般会計からの繰入金状況

| 区分<br>年度 | 繰入金額         | 平均被保険者1人あたり | 26市平均被保険者1人あたり |
|----------|--------------|-------------|----------------|
| 14       | 737,137,000円 | 23,471人     | 31,406円        |
| 15       | 731,194,000円 | 24,199人     | 30,216円        |
| 16       | 570,202,000円 | 24,614人     | 23,166円        |

表5のとおり、平均調定額は26市の平均を下回り、下位の状況となっています。

### 国民健康保険の異動手続きを忘れずに

国民健康保険に加入していた方が職場の健康保険に加入したり、会社を退職して職場の健康保険をやめた場合は、市役所への届け出が必要です。手続きには、ご本人またはご家族の方がおいでください。

手続き日に関わらず、社会保険の資格を得た日、または資格がなくなった日にさかのぼって事務処理され、国民健康保険税もさかのぼって課税されます。手続きに必要な書類は、左表をご確認ください。この時期は、窓口が大変混み合います。必要書類をご用意のうえ時間に余裕をもっておいでください。

▼退職者医療制度に加入する場合は年金証書を受け取った日から14日以内に世帯主の届けが必要となります。▼手続きの際、身分証明による本人確認をさせていただきます。▼届け出が遅れると、さかのぼって保険税を納めたり、医療費を返していただく場合があります。

### 所得がなくても申告を

国民健康保険税は、前年の所得(世帯の合算額)が一定基準以下の場合は減額されますので、前年中に所得がない人も必ず3月15日までに、市・都民税の申告をしてください。(申告の詳細については課税課市民税係へ。)

問合せ保険年金課保険年金係

### 献血にご協力を

日時 3月28日(火)午前10時~午後1時、午後2時~3時30分  
場所 福生市役所前庭  
対象 満16歳~64歳の方。前回の献血から4週間以上経過している方。海外から帰国して4週間以上経過している方。※献血するには本人確認が必要です。免許証、保険証等の提示にご協力お願いいたします。

問合せ 東京西赤十字血液センター☎529-0405